

01078

昭和週火、金曜日第1行(但休日に当づく日)  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

規則

◆雑報

県営住宅の家賃に関する告示の廃止  
町営土地改良事業の認可  
公有水面埋立免許の失効

正測量の終了  
昭和三十五年度第二・四半期通信地図の修

募集期間  
昭和三十五年度第三次二等陸、海、空士の  
土地改良区の役員の退任及び就任

換地計画の認可  
鳥取県収入証紙取扱細則の一部改正

鳥取県会計規則の一部改正  
鳥取県收入証紙規則の一部改正

◆規則  
◆訓令  
◆告示  
◆次

鳥取県水産製品検査条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十五年八月二十三日

鳥取県知事 石破二朗

鳥取県規則第三十七号

鳥取県水産製品検査条例施行規則の一部を

改正する規則

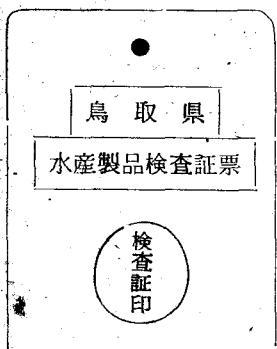
鳥取県水産製品検査条例施行規則(昭和三十五年六月  
鳥取県規則第三十一号)の一部を次のように改正する。

様式第一号を次のように改める。

様式第一号

検査証票

イ 表面



解に指定しない機関

その機関に所属する現金で受領し、及び領收証書を発行する事務並びにその機関に所属する現金を出る事務

九号) の一部を次のように改正する。

## 鳥取県会計規則の一部を改正する規則

鳥取県規則第三十八号

昭和三十五年八月二十三日

## 鳥取県会計規則の一部を改正する規則をここに公布す

厚に指定しない機関

鳥取県収入証紙規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十五年八月二十三日  
鳥取県知事 石

## 鳥取県収入証紙規則の一部を改正する規則

受檢者  
住處

縦十一センチメートル



受檢者  
氏名住所

受檢者  
氏名住所

檢查証印

縦  
セセンチメー  
トル

用紙の品質

## 円の直径

外円  
内円

五・五センチメートル  
四・二センチメートル

黒色とする。

この規則は、公布の日から施行する。

規則は、



奥田 清順 // 西品治

昭和三十五年七月十四日通常総代会において総選挙の結果当選し七月二十一日就任、任期二年。

**鳥取県告示第四百三号**

昭和三十五年度第三次二等陸士、二等海士及び二等空士の募集期間は、昭和三十五年九月一日から昭和三十一年十月十日までと定められたので、自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）第百十四条の規定により告示する。

昭和三十五年八月二十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

次のとおり昭和三十五年度第二・四半期通信地図の修正測量を終了した旨、広島郵政局長から通知を受けたので測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により告示

**鳥取県告示第四百五号**

昭和三十年六月十四日付け鳥取県受管第二二一九号をも

岩美郡  
福部村大字岩戸、同海士、同湯山、同細川、同高江、同栗谷、同箭溪、同南田、同藏見、同八重原、同中、同右近、同久志羅

つて免許した次の公有水面埋立免許は、公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第三十四条第一項第二号の規定により、昭和三十五年六月十四日失効した。

昭和三十五年八月二十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 埋立の場所  
鳥取市服部字高曇九三番地先から字玉向三四番地先まで

六百九十坪

二 埋立の面積

三 埋立の目的

耕地造成

四 埋立の免許を受けた者

鳥取市服部二九七番地

西山 勇

依藤 金治

片山 義彦

福政 庄平

二八九

三〇一

二九九

田中 正一

**鳥取県告示第四百七号**

三〇三

西山 隆子

鳥取県告示第四百六号

県営住宅の家賃（昭和三十三年六月鳥取県告示第二百八十五号）は、昭和三十五年一月一日限り廃止する。

昭和三十五年八月二十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取市服部字高曇九三番地先から字玉向三四番地先まで

六百九十坪

三 埋立の目的

耕地造成

四 埋立の免許を受けた者

鳥取市服部二九七番地

西山 勇

依藤 金治

片山 義彦

福政 庄平

二八九

三〇一

二九九

田中 正一

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県知事 石 破 二 朗

する。  
昭和三十五年八月二十三日  
鳥取県知事 石 破 二 朗

月三十一日

二 作業の方法

測鎖測量

三 作業地域

東伯郡

関金町大字大鳥居、同安歩、同松河原、同泰久寺、同関金宿、同郡家、同山口、同野添、同米富、同小泉、同明高、同福原、同堀、同今西

志羅

## 雑 報

昭和三十三年十二月二十七日鳥取県公報に公示した昭和二十六年四月十日付け法律第百四十四号農産物検査法第六条第一項に基づく包装細目の七の「」を次のとおり改める。

昭和三十五年八月二十三日

農林省鳥取食糧事務所長 戸 谷 幸 男

包装細目

七

かます

四

かます

日本農林規格の穀用かます合格のもの「」をかます甲一等及び二等ならびに一号特かます一等及び二等のもの織上げ穀用かます合格のもの織上げ一号特かます一等、織上げ二号特かます一、二等のもの